

令和6年度 乾燥設備作業主任者技能講習のご案内

(一社)新潟県労働基準協会連合会

乾燥設備による災害の防止を図るため、労働安全衛生法では乾燥設備の構造要件、定期自主検査、使用上の安全基準、乾燥設備作業主任者の選任などについて種々の規制が設けられております。特に、乾燥設備作業主任者については、その職務が明確に規定され、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者でなければならないことが定められております。

つきましては、標記技能講習を下記のとおり開催いたしますので、ご案内いたします。
記

1. 開催日及び場所

開催日	開催場所	定員
6月18日(火) 6月19日(水)	柏崎市大字劔字下境井908 上・中越教育センター	60名
9月17日(火) 9月18日(水)	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3 安全衛生教育センター	80名
11月5日(火) 11月6日(水)	柏崎市大字劔字下境井908 上・中越教育センター	60名
2月17日(月) 2月18日(火)	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3 安全衛生教育センター	80名

*定員になり次第締切らせていただきます。

2. 講習内容

開催日	時間	講習科目
第1日目	9:00~18:20	乾燥設備の構造・取扱い 設備の点検・異常時の措置
第2日目	9:00~15:05	管理の知識・災害事例
	15:10~17:15	関係法令
	17:25~18:25	学科試験

3. 受講料 15,950円 (受講料14,300円 テキスト代1,650円 全て消費税を含む)

*納付された受講料は原則としてお返しいたしません。 注) 振込手数料はご負担願います。

※領収証(インボイス)は受講時に発行いたします。

開催日・場所	申込先	振込先口座
6/18 6/19 柏崎市	(一社)新潟県労働基準協会連合会 長岡支部 〒940-0029 長岡市東蔵王2-6-26 吉沢ビル 右棟3F TEL 0258-86-4110 FAX 0258-86-4111	第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1296227 口座名義 シヤ、ニイガタケンロウトウケンシヨウケンギョウカイレンゴウカイ (一社)新潟県労働基準協会連合会
9/17 9/18 聖籠町	(一社)新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F TEL 025-250-7572 FAX 025-250-7584	第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1296210 口座名義 シヤ、ニイガタケンロウトウケンシヨウケンギョウカイレンゴウカイ (一社)新潟県労働基準協会連合会
11/5 11/6 柏崎市	(一社)新潟県労働基準協会連合会 高田支部 〒943-0803 上越市春日野1-5-10 2F TEL 025-523-9595 FAX 025-522-9599	第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1296227 口座名義 シヤ、ニイガタケンロウトウケンシヨウケンギョウカイレンゴウカイ (一社)新潟県労働基準協会連合会
2/17 2/18 聖籠町	(一社)新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F TEL 025-250-7572 FAX 025-250-7584	第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1296210 口座名義 シヤ、ニイガタケンロウトウケンシヨウケンギョウカイレンゴウカイ (一社)新潟県労働基準協会連合会

4. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、自動車運転免許証の写し、統合する修了証の写し
受講料の振込書の写し等を併せて、申込先の各支部へFAXしてください。

FAXにて受付完了となります。(FAXの無い方は、郵送願います。)

なお、連合会ホームページからWEB申込みもできます。

また、受講票は後日FAXにて送付(WEB申込みの場合メール送信)いたしますが、FAXの無い方は
切手を貼った返信用封筒を同封願います。

なお、申込書(様式4 1/2)に写真を貼付の上、講習初日に講習会場へ持参して下さい。

5. 修了証

修了試験合格者には「乾燥設備作業主任者技能講習修了証」を後日交付します。

6. 受講対象者

労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第8号(下欄)に掲げる設備による物の加熱
乾燥の作業における乾燥設備作業主任者選任予定者。

施行令第6条第8号の作業

次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

- イ. 乾燥設備 [熱源を用いて火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ]のうち、**危険物等** [別表第1に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう]に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの。
- ロ. 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限る)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が10キロワット以上のものに限る)

開催場所

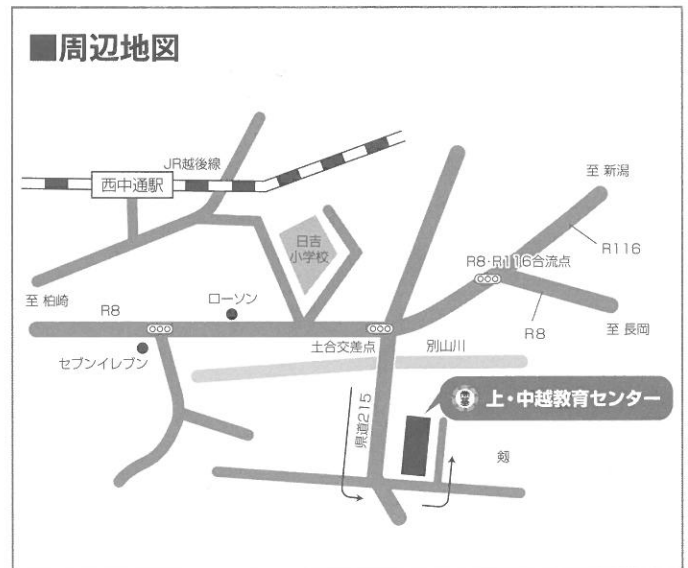
安全衛生教育センター

北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1560-3



上・中越教育センター

柏崎市大字剣字下境井 908



乾燥設備作業主任者技能講習受講申込書

受講番号 <small>※記入不要です。</small>

受講希望	受講希望日	学科	年	月	日	～	月	日			
	受講希望会場 <small>○印を記入。</small>	安全衛生教育センター (聖籠町)			上・中越教育センター (柏崎市)						
	受講区分	A 全科目 受講料総額 15,950円 (受講料14,300円テキスト代1,650円全て消費税込)									
受講者	フリガナ						生年月日	昭和	年	月	日
	氏名							平成			
	<small>旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合、その氏名又は通称</small>										
	現住所						TEL	-	-		
国 籍						FAX	-	-			
<small>※日本国籍の方は記入不要です。</small>						携帯番号	-	-			
勤務先	事業所名						担当者名				
	所在地						TEL	-	-		
							FAX	-	-		

写真1枚貼付 縦3.0cm横2.4cm <small>裏面氏名記入し、糊付け 上三分身、脱帽、背景無地 3ヶ月以内撮影</small>

証明欄	下記に経験年数を記入し、証明の上捺印をして下さい。
受講資格 (経験年数)	①乾燥設備の取扱いの作業に従事した。 年 月 日 ②又は③ ()学校において理科系統の正規の学科を卒業し、その後乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した。 年 月 日
上記の者は受講資格欄 ①～③いずれかのとおり従事したことを証明する。 年 月 日 事業所名 事業者名 (印)	

必要書類	下記添付書類を別紙の様式4-2へ貼付
受講申込書	必要事項を黒ボールペンで記入(個人申込み…勤務先の記入不要)
写真	FAX申込者…申込時写真不要、講習初日に様式4 1/2へ貼付し持参 郵送申込者…申込時写真貼付し郵送
本人確認書類	自動車運転免許証等(写し)
旧姓等の併記を希望する方	旧姓を使用した氏名の場合…戸籍謄本、旧姓併記の住民票、旧姓が記載されたマイナンバーカード表面(自動車運転免許証等(写し)で分かれば不要) 通称の場合…住民票又はそれに類する証明書
外国人の方	在留カード(写し)又はパスポート(写し)
受講料	振込書(写し)。納付された受講料は原則としてお返し致しません。
受講票	FAXにて送信します。FAXの無い方は、返信用封筒(切手を貼付し返信先を記入)を同封

※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については技能講習の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。

統合について ※当連合会で発行した技能講習修了証を1枚に統合します。

- 右欄の所有する修了証に、○印を記入して下さい。
- 所有する技能講習修了証の写しを別紙に貼付して下さい。
- 所有の技能講習修了証は講習日に提出して下さい。
- 氏名が変わった方で、書替が済んでいない場合はマイナンバーが記載されていない戸籍抄本等(変更の経緯が分かるもの)を添付して下さい。

玉掛け	高所作業車運転
ガス溶接	フォークリフト運転
床上操作式クレーン運転	小型移動式クレーン運転
プレス機械作業主任者	

(修了証を紛失した場合は、⊗印を記入の上左記に署名・捺印して下さい。)

一般社団法人
新潟県労働基準協会連合会長 殿

私は技能講習修了証を 氏名 (印) (自筆の場合) 紛失致しました。 (印) (印を省略可)

受講申込日 年 月 日

氏名

添付書類をこちらの用紙に貼付して下さい。

- ・本人確認書類(自動車運転免許証等写し)
- ・統合する修了証の写し
- ・旧姓等の併記を希望する方・・・戸籍謄本、旧姓併記の住民票等
- ・外国人の方・・・在留カードの写し又はパスポートの写し
- ・振込書の写し(2件以上の振込みの際は、内訳を記入)

乾燥設備作業主任者技能講習 受講資格

下記のいずれかの業務に従事した経験を有することの事業者の証明が受けられる者

- ① 乾燥設備の取扱いに5年以上従事した経験を有する者
- ② 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者。
- ③ 学校教育法による高等学校において、理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者。